

景観協議会における検討事項の要点

景観計画において定めるべき事項は、別添・骨子素案の「景観計画の構成」に示す四つの事項です。パブリック・コメント手続の実施までに、第2回から第5回まで計4回の景観協議会を開催しますが、以下に示す内容で検討を行います。

(1) 景観協議会での検討内容について

景観計画及び景観条例の案を作成することになっていますが、それぞれの回における検討内容は以下の表のとおりとなります。

回別	項目	内容(結果)
第2回 景観協議会	景観計画第1章～第4章 景観計画第5章1及び2	検討(作成完了)(※第4章再検討) 意見交換
第3回 景観協議会 (10月29日)	景観計画第4章 景観計画第5章1及び2 景観計画第5章3(色彩除く)	再検討(作成完了) 検討(作成完了) 意見交換
第4回 景観協議会 (11月19日)	景観計画第5章3(主に色彩) 景観計画第6章～第9章 景観条例骨子	意見交換 意見交換 意見交換
第5回 景観協議会 (22年1月21日)	景観計画第4章3※ 景観計画第6章～第9章 景観条例骨子	検討(作成完了予定) 検討(作成完了予定) 検討(作成完了予定)
パブリック・コメント手続(22年3～4月)		
第6回 景観協議会 (22年6月頃)	景観計画及び景観条例骨子(案)	検討(作成完了予定)

※今回から第4章と第5章の順番を入れ替えております。よって上記表の第4章3は旧第5章3となります。

(2) 第5回景観協議会で行う内容について

a) 景観計画第4章3、第6章～第9章【検討(作成完了予定)】

検討内容は以下のとおり

項目	検討内容	概要
①第4章3 (旧第5章3)	景観形成基準の種別	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等では13項目の制限事項があり、事業主はこの内容に適合するよう努めなければならない。
	景観形成基準の制限内容	<ul style="list-style-type: none"> 市の基本的な景観形成の共通基準を定めている。 ゾーン、拠点、重点地区では共通基準をベースにその区域の特性にあった基準を定めている。 基本的な考え方は、主として周囲との調和、奇抜な造形の排除、資源の保全などがあげられる。
	(色彩基準)	<ul style="list-style-type: none"> 色を定量的に表す基準としてマンセル表色系を使用する。色彩を色の三属性(色相、明度、彩度)によって表現する。例：5Y7/4(色相：5Y黄色、明度：7、彩度：4) 色彩を基準色と強調色に分類し、基準色について数値による制限を定める。 強調色は、数値による制限がない。 住居・自然系、商業系及び重点地区(2箇所)の4区分において、それぞれ、暖色系、寒色系の色彩基準を定める。 暖色系色彩は、赤～橙～黄 寒色系色彩は、黄緑～緑～青～紫～赤紫

②第6章～ 第9章	景観重要建造物、 景観重要樹木の指 定に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観形成を推進する建造物や樹木を指定することにより、景観の保全や維持を図る。 ・建造物や樹木の所有者との協議が整い次第、指定を行う。
	屋外広告物の設置 誘導基準に関する 事	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に付帯する広告物は景観形成基準を、その他の広告物は埼玉県屋外広告物条例を適切に運用する。 ・市の景観特性に応じた市独自の屋外広告物条例の制定を検討する。
	景観重要公共施設 に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観形成を推進する公共施設の位置や整備基準等を定める。 ・公共施設管理者との協議が整った段階で、景観計画を変更し定める。
	景観形成の推進方 策に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業景観ガイドラインの作成を行う。 ・市民等が行う景観まちづくり活動の支援策を検討する。 ・市民等に対する景観啓発の支援策を検討する。 ・良好な景観形成を推進するための審議会や景観アドバイザーを設置する。

●以上について検討していただき、パブリック・コメント手続で使用する案を作成することを目標とします。

b) 景観条例骨子【検討（作成完了予定）】

検討内容は以下のとおり

項目	検討内容	概要
③景観条例 骨子	条例骨子について	<ul style="list-style-type: none"> ・景観条例は、景観計画が定める内容を補完する意味合いが強い。 ・委任条例として、景観計画の内容を担保する。 ・自主条例として、基本理念、景観形成の推進方策等の履行担保、景観審議会の設置等を定める。
	前文	<ul style="list-style-type: none"> ・景観づくりを進める上で、条例を制定する意気込みを記述している。
	第2条 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観形成の実現に向けて、市の基本姿勢を規定している。
	第18条 勧告及び命令	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がなく勧告又は命令に従わない場合は、その内容等を公表することを規定している。
	第19条 勧告及び命令 の適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・旧埼玉県景観条例に基づく大規模行為景観形成基準に適合している旨の通知を交付した建築物等について、正当な理由等がある場合に限り、勧告等を行わないことを規定している。
	第26条 景観審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市の景観形成に関する重要事項について審議する第三者機関として、景観協議会の設置を規定している。

●以上について検討していただき、パブリック・コメント手続で使用する案を作成することを目標とします。